

3. 在留手続き

(3) 資格外活動許可

アルバイトをする場合は、事前に入出国在留管理局で「資格外活動許可」を受ける必要があります。

資格外活動許可を取得した後、在留カード裏面及びパスポートに貼付された証印（シール）のコピーを国際交流センターに提出してください。

①許可内容

1週間28時間以内

（大学が定める長期休業期間中は、1日8時間、1週間40時間以内）

②注意事項

アルバイトをする場合は、学業の妨げにならないよう注意してください。在留資格「留学」は、大学等で教育を受けるための在留資格であることを理解し、常に学業を最優先に行動しなければなりません。

学業とは、大学の講義や定期試験はもちろんのこと、大学のオリエンテーション等も含まれます。アルバイトを理由に遅刻や欠席することは認められません。

③資格外活動違反

資格外活動違反は違法行為であり、重い罰則が科されることになります。法令を遵守してください。

- 1) 風俗営業や性風俗特殊営業が行われている場所では、いかなる業務内容のアルバイトも禁止されています（清掃、皿洗い、ティッシュ配り等）。

風俗営業	キャバレー、料亭、ディスコ、クラブ、パチンコ、ゲームセンター等
性風俗特殊営業	風俗エステ、ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、アダルト画像送信等

- 2) 「資格外活動許可」を取得せずにアルバイトをした場合

- ・ もっぱらアルバイトに携わるための滞在であると認められた場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金
- ・ 「もっぱら」とは認められない場合は、1年以下の懲役もしくは禁錮、又は200万円以下の罰金

- 3) 「資格外活動許可」の範囲を超えた場合

許可された時間を超えた場合や、禁止されている場所でアルバイトをした場合、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金

④証印転記

新しいパスポートに更新した場合、以前のパスポートに貼付されていた「資格外活動許可」等の証印を新しいパスポートに転記（移す）ことができます。出入国在留管理局で手続きをしてください。